

ID: 661

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館の事業・行為の停止命令		
法令名 根拠条項	社会教育法 第40条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
【基準】 法第23条及び第40条第1項の規定による。 (公民館の運営方針) 第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。 (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ その他営利事業を援助すること。 (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支 持すること。 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団 を支援してはならない。 (公民館の事業又は行為の停止) 第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館に あつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置 する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることが できる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1860

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化財保存活用支援団体の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第192条の4第2項及び第3項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
【基準】 法第192条の4の規定による。 (監督等) 第192条の4 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第192条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日